

第四十六回

参議院商工委員会會議録第十二号

昭和三十九年三月十二日(木曜日)

午前十時五十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 前田 久吉君
理事

上原 正吉君

田畑 金光君

委員

岸田 幸雄君

豐田 雅孝君
劍木 亨弘君

八木一郎君

吉武 恵市君

阿部 竹松君
大天 王君

椿 繁夫君

中田 吉雄君

奥むめお君

通商產業

政務次官 竹下 登君

通商産業大臣
川出 千速君

通商産業省
重工業局長
森崎 久壽君

重工業局長
務局側

常任委員 小田橋貞壽君

明員

通商産業省
重工業局

重工業局長 山形 栄治君

日の会議に付し、系中

械の輸出の振興に関する法律の

を改正する法律案（内閣提出）

第九部 商工委員會會議錄第十二号

昭和三十九年三月十二日
【参議院】

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(前田久吉君)　ただいまから
商工委員会を開会いたします。

まず、委員長及び理事打ち合わせ会の協議事項について御報告いたします。

本日の委員会は、輕機械の輸出の振興に關する法律の一部を改正する法律案及び電子工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案の質疑を行なうことになりましたから、御承知願います。

○委員長(前田久古君) 次に、輕機械の輸出の振興に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続いて質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。椿君。

○樗牛夫君 この提案されております法律は、輕機械の輸出振興と品質の向上を目的として五年前にこれは制定されたものでございますが、今回さらに五年間を延長したいというのが内容に

産省としては、その国会で修正をした、特に時限立法として修正を加えた、したがって、この五年の間に、業界の指導なり行政運営というものが、その趣旨に沿うて行なわれるべきものであると、こう思ひますが、さらに五年間延長を求めておられますが、この五年間の間にどういふ指導と運営がなされてきたのか、この点を、本来でありますと、これは大臣から伺うところでありますけれども、政務次官からお答えを願いたい。

○政府委員(竹下登君)　ただいま椿先生の御質問でございますが、私もこれが五年間の限時法に国会において修正せられてなった、かように聞かされております。そこで、当然その精神に照らして、五年間でのその目的を達成すべく努力することが、これは行政機関のあり方であらう、かように存じております。そこで、今日まで、法律の内容は、いわば登録制の実施と、輸出振興事業協会、この二本の柱であるわけでありますが、登録制の実施によりまして、登録基準に適合した生産設備、品

規業者の排除と、中小企業団体法による調整活動の併用によって、輸出面における過当競争の防止がはかられ、ミシンの完成品業者は、この法律施行當時百二十一社ございましたものが、現在では六十七社に減少を見ておりますし、また双眼鏡については、完成品業者の増大が防止されて、二百十九という、これは横ばいの状態であります。しかしながら、双眼鏡業界、ミシン業界ともに、まだ輸出秩序が完全に確立されたところまではいっていません。

なお、今日までやってきたという問題ではございませんが、近代化促進法としての結論を見まして、大蔵省と坂衝段階に入っておりますので、間もなくこれが指定業種に加えられるといふふうに考えております。

また輸出振興事業協会の過去の業務におきましては、ジェットロにこれを委託いたしましたして、市場調査、宣伝、紹介、輸入制限対策等の事業を行なうほか、開放研究所を通じて品質の改

善に関する調査研究事業を行なつてまいり、現地駐在員が米国におけるシンガー問題と、EECの混合関税対策の処理に今日果たしてきた役割りというもの、高く評価されておると思つております。しかしながら、最近における先進国の差を返し、またインド、香港等の後進国の攻勢に対抗して輸出の拡大をはかつていくためには、輸出振興事業協会の業務はますます重要になつてまいつておりますし、工業組合の調整活動が所期の目的を達成して国内体制の整備が実現するまでは、輸出振興事業協会が工業組合にかわつて従来どおり業務を続ける必要がある、この必要な期間をおおむね五年間、このように押えたわけであります。

それが今日まで行なつてまいりました概要でございますが、実際問題といしまして、アメリカ、カナダ向けの取引系列は、先ほど申し上げましたとおり、十三系列に整備されて輸出秩序の確立がはかられてきたというふう

に、これは判断できると思っています。米加以外の地域は三十八年から、去年から系列取引の整備にやっと着手しておりますので、従来米加の体験から考えますと、やはり四年程度これにかかるのではないかと、いふに考へるわけでありまして、それとまた、近代化促進法の指定業種自体の問題が、あれが五年間でございますので、そういうことを勘案して、もうここで五年間従来やってきたことに、さらに地域的に米加以外を中心とした活動をやらしていただくことによって、所期の目的を達するのではないかと、このように考へております。

○榊原夫君 先ほど申しましたように、事業そのものの登録制を内容とする法案でございますから、職業選択の自由をこれは規制するものであるというところで、五年前に国会で臨時法として修正を加へ、この五年間の間にすみやかに業界の整備、輸出体制の確立、品質の向上等についてやるべきことを立法院としては行政府に期限を付して委託をしているようなものであります。それをさらに五年間延長したい、いま政務次官の御説明を伺いました。これは法案の提案趣旨説明みたいなものでございまして、五年間と国会が限つたこの範囲内に十分にできなかったことについての反省がないように思ふのですが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(竹下登君) 実際問題として、最初申し上げましたとおり、この国会で臨時法とされたその精神にのっとり、忠実にこれを五年間に所期の目的を達成すべく努力するということが私も正しいと思ひます。そこで、今

日まで各般の努力をなしてまいりました。その結果として、今日、当時は一番の市場でありましたアメリカ、カナダというものについての整備はやや所期の目的に沿うことができた。しかしながら、その後の問題におけるEECの発展等からいたします問題について巻き返しを受けた。また、当時予測されなかったインド等のいわゆる攻勢を受ける、こういう立場に立つたので、さらに五カ年間の延長をお願いしたいと、このようにならうに私は理解をいたしております。

○榊原夫君 いま説明を伺いますと、EECの整備など、その巻き返し、そういうことのためにこの法律が五年間さらに必要であるというところは、何か保護貿易の立場を政府はおとりになつておられるのかという感じを受けます。お話のとおり、この五年間の間に経済情勢も推移しておりますから、そういう必要も生じたんだらうとは思ひますが、それとまた、その法律そのものの内容について、何か現在の時点に合うような改正をさらに必要とするんじゃないかという気がするのですが、法律は手直ししなくていい、経済情勢は推移してある、国際間の貿易体制というものは、この五年間に非常な整備をされつつある、法律の手直しはない、もう五年間延長をひとつ求めるというだけで、はたしてこの法律の趣旨を達成することはできますか。これは局長さんでけっこうです。

○政府委員(森崎久壽君) この法律を最近の情勢に就いて新しく見直す必要があるのではないかと、いろいろお話を伺いますが、この法律は、御承知のよう、中小企業団法を補完する形で

きました法律でございます。この法律と中小企業団法の二本の柱を進めていくものでございます。内容的には、今回改正案をお願いいたします前に、いろいろと検討いたしましたけれども、やはり今後の進め方としましては、この形が一番いいのではないかと、いうことで、特段の新しい考え方も出なかつたわけでありまして、このまま進めさせていただきたいというふうに考へて提出したわけでございます。

○榊原夫君 ただいまお話のこの中小企業団法、それから重油ボイラーの規制法律とか繊維機械の臨時措置法がございまして、こういうものはいずれも設備とか機械を制限する、規制をするという程度を出ていない。ところが本法は事業そのものを登録制にして、そうして新しい業者の進出を、できてくることを制限する内容を持つておられるのでありますから、いまあげましたような法律とは違つた非常に強い内容を持つたものであることは御承知のとおり。でありますだけに、国会もさきにこれを臨時法として修正を加へたのであります。これからさき五年間の間に、いまお話のような本法的な目的とする趣旨というものが達成できて、五年先ないしはその五年以内にこの登録制を廃止することができるようになつてくる、その確信はございしますか。

○政府委員(森崎久壽君) この登録制が事業活動を制限するということとは御質問のとおりでございます。われわれといたしましては、こういう制度につきましては、この軽機械の輸出秩序が確立いたしました、今後順調に進むというふうな状態ができれば、早急に取り上げなければならぬ問題だとい

うことは、初めから考へておるわけでございます。と申しましたも、計画的にこの五年以内にはつきりとそういう事態がくるかどうかというところについては、私どものほうも率直に申し上げまして自信はございませんが、ただ過去五年間の実績を振り返つてみまして、今後もう五年間以内には、まあまあ過当競争のほうも、こういうふうな形のままで進めていけば、これ以上起こらないだらうし、また輸出系列におきまして、政務次官も申しましたように、アメリカに対して十三系列の輸出市場をつくつたと同じような形で、今後大きく伸びますところの欧州経済に對しては、まあ全体の輸出体制としては整うのじゃないか。

それからもう一つは、最近新しい機種、新しい品質の製品が海外に出始めておりますので、その問題につきましては、やはり現在業界が新機種をつくり、いい品質をつくりたいという気持がいまあるときに、中小企業近代化促進法等によりまして、これを推進していくということによつて進めていけばやれるんじゃないかというふうに考へております。

○榊原夫君 これはひとり政府の責任だけじゃないと私は思ふ。この法律の制定によつてこの五カ年間登録制を採用して、そうして零細な業者がたくさんある。そこで、過当競争をしないように、さらに輸出体制というものを、国の援助などを受けて整備すべきことは、これは本来業界の仕事なんです。それがこの五年の間に、登録制の実施によつて保護を受けてきておる。いまここで五年さらに延長するという措置

をかりにとらなくて、新しい業者がかりに興つたとしても、五年間の準備期間が業者にはあつたはずなんだから、非常に有利な立場で、業界でも仕事を継続することができたと思ふのです。それを法律改正を待つて、さらに五年間延長してもらふ、その上にあぐらをかいて、自分たちの自主的な力によつて、そういう体制の整備というものを、はかる努力というものは、一体払われてきたのでしようか。

○政府委員(森崎久壽君) 業界内における努力というものは、主として組合活動を中心にして行なわれるわけでございますが、現状におきまして、ミシンの組合関係では、出荷数量の制限、それから販売価格の制限、販売方法の制限、また輸出組合におきましては、輸出数量の規制、輸出取引系列の規制、こういった関係の、おのおのの規制行為を行ないまして、努力いたしているわけでありまして、また品質の向上につきましては、みずからのおの研究所を持つておりますので、そういう研究所に對しては、委託研究をいたしまして、品質の向上につとめていくということでございます。業界自身も非常な努力をしております。また、これは見ておるわけでございます。また、輸出活動におきまして、振興協会を通じて、先ほど次官が御説明になりましたように、海外において、シンガポール問題、あるいはEECの混合関税問題というのに対しては、非常な力を入れてやつておるわけでございます。ただ、業界と非常に密に連絡する、ただ業界と、その力を結集するというだけでも精一ぱいでございますが、そういう力の結集をい

たしまして、海外の市場を開拓していくという、そういう形がいまでき上がりがつてありますし、また、そういうやり方が一番いいんだという確信に燃えて業界としては動いている状態でございます。

○樺葉夫君 政府としては、いまお話のとおりをいわれなければなりません。五年間この法律による非常に強度な登録制を採用し、そして新しい業者がでないように制限をしておいて、そしてしかもその上に政府のほうから財政的にも援助を受けていながら、五年間の間に、この法律が目的としているような体制の整備ができず、さらに五年間延長を求めるといふようなことは、私は業界の自主的な努力というものが、もう一つ足りないという感じを深くいたします。こういう点はひとつ十分御注意を願いたいと思います。

で、五年前、この法律が制定されましたときに、たしかこの委員会でも、トランジスタラジオであるとか、あるいはその他の機械、こういうものも、ミシンとか双眼鏡などは露骨に零細なものはないかもしれぬけれども、アッセンブル・メーカーなどというものは相当にある。だから、そういうところにも本法の適用を拡大すべきであるという附帯決議をたしかつけておいたと思うのですが、それについて政府はどのような努力をしてこられたか。

○政府委員(森崎久壽君) 私どものほうも、この法律によりまして輸出が促進され、そうして業界の輸出秩序が確保されるということについては、ただ双眼鏡並びにミシンだけに限らず、広

くこれに適用されるものについては極力入れていきたいというふうな考えを持っております。しかしながら、御承知のように、この法律につきましても、まず、小型軽量の機械であり、またその製造の大部分が中小企業であります。しかも、組み立てを主とするアッセンブル・メーカーが中心になつてやるといふことでございますので、それに適するような業種というものは割合に少ないわけでございます。いま御説明のカメラ、時計、トランジスタラジオにつきましても、当時、そういうことを私たちのほうも考え、また業界にもその法律の適用についていろいろと検討されていたわけでございますが、カメラ、時計につきましても、やはりその構成が中小企業の占める割合が非常に少なく、中規模、大規模の占める割合が多い。また、時計につきましてもあまりまだ輸出比率が高くないという問題がございまして、一応見送ったわけでございます。トランジスタラジオにつきましても、輸出比率は非常に高く、八〇％程度の輸出率を持っておりましても、これも七割ないし八割近く中小企業の範疇に属さないで、中規模メーカーないし大規模メーカーでございまして、特にこの法律によりなくても実際にやっていけるというふうな自信を示しましたので、そのままにやつております。ただ、今後、この法律がもし延長をお願いできました場合には、これに類するような業種が、そういう盛り上がる力を持つてきた場合には、できるだけこういう対象に乗せて実施したいと考えております。

○樺葉夫君 次に、この輸出体制のこ

とについてちょっと伺いますが、この五年間の間に、二業種については輸出振興事業協会というものができたので、すね。そして北米とかカナダ方面については、大体、輸出の系統的な何ができたと。そこで、ヨーロッパ方面に今度は輸出の主眼というものを向けていくということ、いま努力をしておるというところでしたが、EEC諸国で軽機械の輸入制限を加えておる国及びその概況などについて、おわかりでしたら教えていただきたい。

○政府委員(森崎久壽君) まずミシンについてちょっと申し上げますと、西独、イギリス、フランス、イタリア、ベネルックス、いずれも対日差別の輸入制限をやっております。西独につきましても、年間三百二十五万ドイツマルクのワクのワク内に入れることを認めておりますが、自由化についてはなかなか問題が片づかなかつた。一九六五年の一月からは自由化をしたいという意向を西独としては持っているようでございます。イギリスにつきましても、年間三十五万ポンド、フランスが二十万ドル、イタリアは全然シャット・アウト、ベネルックスは金額ではなく台数で四万九千台のワク内に向こうはやつております。双眼鏡につきましても、ベネルックス並びに西独は自由化しております。イギリス、フランス、イタリアがいずれも制限をいたしておりますが、蛇足を加えていただきますと、イギリスにおきましては、だんだんと、われわれのほうの系列化を進めていくことによりまして、かなりそのワクは広くなるような方向にあるのではないかと考えております。

す。これはミシンではございませぬが、カメラにつきまして、実は系列取引と申しますか、メーカーとエキスポーターと向こうの輸入業者との系列化を進めていきまして、だんだんと年々そのワクをふやしているというふうな状態でございますので、ミシンにつきましても、そういう措置を将来講じていくことによりまして、輸出市場の拡大がはかれるのではないかと、いふふうに考えております。

○政府委員(竹下登君) 先般のアジ研の審議の際も、先生から御意見として承ったことの一つでございますが、確かにジェットロ自体の活動費あるいは人件費などもろの経費でも申しましようか、そういうものが、給与とか在外手当とか、そういう点だけを見ましても、これは在外公館の方とかなり開きがあることは、事実でございます。で、私どもが外へ出かけた折にも、絶えずそういう苦情とでも申しましようか、そういうものは、私も何度か承ったことがございます。そこで、十分ということばは申し上げにくいかもしれませんが、先般——いま御審議いただいております三十九年度予算におきまして、ジェットロの活動に伴う諸経費については、従来から見ますと、御支援をいただきました、おかげをもちまして原案の中にならぬ組み込むことができたというふうに理解をいたしております。まあ出資の問題は、先般も申し上げましたように、要求の半額しか実現を見なかつたのであります。そういうところで、逐次これを充実していくように、今後ものつめなければならぬ、私自身個人的な感じでございます。私も、ジェットロの活動費の問題については、先生と同じような感じ

○樺葉夫君 いま伺いますと、イタリアですか、シャット・アウトを全面的にしておるといふのは、そういう国々に対する努力は、やつておられるんですか。

○政府委員(森崎久壽君) これは、私どものミシンだけについての折衝と併行いたしまして、通商全体としての協定におきまして、常にそういう問題について話し合ひをしておるわけでございます。折衝中でございます。

○樺葉夫君 努力をされているということですか。

○政府委員(森崎久壽君) 努力をいたしております。

○樺葉夫君 これは、この間も私、ジェトロの各国に駐在しておる人たちが、在外公館の開借りをして、そして活動費がないものだから、新聞、雑誌を讀んで、それを本國に報告をしておるという程度を出ないところが、ジェトロの在外機関の活動の実績のよう

に、こう先年も見受けました。これは、政府も、まあ在外公館には、通産省などからも行つてはおられるのでしようけれども、どうしてもやはり片手間になる。で、業会が、輸出振興協

を抱いておりますので、そういう点は、今後一そう努力しなければならぬと痛感をいたしております。

○樺葉夫君 この二業種の輸出振興事業協会の補助金は、ここには国の補助金から出ているのですか。財政的な援助というものはあるのですか。

○政府委員(森崎久壽君) この輸出振興事業協会には、直接の形で出ておりません。ただ、輸出振興事業協会が、ジェットロに委託して海外活動をすゝるわけでございますが、その海外活動に對しまして、政府がジェットロを通じて補助しているというふうな形になっております。

なお、海外活動の金額をちょっと申し上げますと、三十六年度におきまして六千四百万、三十七年度六千五百万、三十八年度六千九百万、そういうふうな形で海外活動をしております。これの約半数を政府が補助しているという形になっております。

○樺葉夫君 少なくともこの法律によつて、この法律の主体である二業種、双眼鏡とミシンについては、零細業者が多い、過当競争をやり過ぎる。輸出体制というものが整備してない。そこでこの大きな柱として、輸出振興事業協会の設立などについて、政府は、この指導の重点を置いてこれらたわけですね。そこにその補助を直接やらないうで、ジェットロの海外活動というものに補助をして、そつして間接的に輸出振興について助成をしておるのだというお話なんです、わざわざこれは法律を作つてやらなければならぬこの業界であるために、憲法上保障されておる職業選択の自由というふうなものまで制限しておるのではないかと

思われるような保護措置をとりながら、一方でジェットロを通じて間接援助をしておるというふうなことでありますから、さらに五年間も延長しなけりやならぬというふうなことになるのじゃないですか。

○政府委員(森崎久壽君) 私の御説明がちょっとあいまいだったと思ひますが、実はジェットロを通じてではございませうけれども、この金額は、全部いわけばいわけございまして、ジェットロに對してこれだけの金額を渡すから、これによつてこの両業種についての輸出振興をするようにということにいたしておるわけでありませう。なぜジェットロを通じてかという問題でございませうが、やはり輸出振興全体の問題として、ジェットロが先機関として出ておりますし、また通信設備とか、そういう問題については、ジェットロの設備を使つたほうがより経済的でもあり、能率的でもありますので、それを使つていくわけでありませうが、ミシン、双眼鏡につきましても、われわれとしては、むしろいづれかのような形で、これを推進しているわけでございます。また、ジェットロに駐在している人間につきましても、このミシン、双眼鏡の担当者をおかじめ明確にきめまして、それと直接連係をとるような形をとつておるわけでございます。

○樺葉夫君 ジェットロの本部に一体双眼鏡とミシンの輸出振興に關する係りが何人おるんですか。

○政府委員(森崎久壽君) 東京にございますジェットロ自身の本部では、機械課がこれを扱つておられます、ほかのものと一緒にして約六名ぐらいの人員がおります。しかしながら、現地に

おきましては、ニューヨーク、デューセルドルフ、バンコク、パナマ、いずれも専門の駐在員を配置しておるわけでございます。

○樺葉夫君 ニューヨーク、デューセルドルフ、バンコク、パナマと、これはほんとうですかね。専門の係の人、おられますか。私、一番ジェットロの弱いところだったかもしれませんが、ラテン・アメリカ諸国、三年ほど前にちよつと回つて見ましたが、ジェットロの出先というものは、各国に一人くらいはいない。これはラテン・アメリカだからそういうので、いまお話のようないところがあるに、軽機械の輸出について充実しておるのであれば、これは安心ですけれども、これまでどういう仕事をやつてくれましたかね、この二つの業種について、具体的にひとつ御説明をいただきたい。

○政府委員(森崎久壽君) 大量な駐在員がおつて専心しているわけではございません。数は、一名ないし二名というところでございませうけれども、専心していることについては間違ひなくこれについては専心しております。

いままでやりましたことにつきましては申し上げますと、先ほど政務次官のお話がありましたように、シンガー・ミシン問題、こういう問題については専心して、米國におりますところの駐在員がやつてくれております。また、EBC混合関税問題につきましても、デューセルドルフ駐在の担当員がもつぱらこれに専念してやつております。また最近では、向こうの西独のミシンの会社をこちらに紹介いたしまして、日本につれてまいりまして、こちらの業界との懇談をやらせるとか、そ

ういった問題についても努力しているわけでございます。

先ほどから、ジェットロに委託するといふことについて、いろいろ問題があるかといふふうなお話でございますが、ジェットロそのものの性格論になつてまいりますが、こういうミシン、双眼鏡という、その品目一つ一つについてのやり方については、やはり相当突っ込んだやり方をする必要がある、私どもは考へているわけでございます。そして、そういう形から、この法律に基づきまして、この両業種についてはジェットロに仕事を委託するといふことを法律で明定し、しかもその実施におきましても、また予算の配分におきましても明確に区別しまして、この二つの商品についての輸出振興を専門にやらせるといふふうな体制だけはとつておるつもりでございます。

○大矢正君 いまの局長の説明の中で、一、二わからないことがあるのですが、この際、承つておきたいと思ひますが、それは、こういうふうなミシンや双眼鏡の輸出に關連をする対外的な活動といふものは、元來ジェットロが行なうべきものであるが、現状のジェットロの力をもつては、そういう業務まで手を伸ばすことは困難だから、この二つを輸出振興事業協会にやつてもいい、したがつて、それに対して補助的な意味で金を出さう、こういう考え方なのか。そうじゃなくて、本来はこの二つを輸出振興事業協会にやらせて、その業務はもうジェットロ自身が行なうべき業務じゃなくて、輸出振興事業協会というものがやるべき仕事なんだ、逆に言うと、こういう仕事はジェットロとは關係のないものなんだといふ、そういう判断からいまの補助金

という問題が出てきているのか。と申しますことは、元來ジェットロが中心であるとするれば、逆にジェットロにやつてもらふんだから、この事業協会というものはジェットロに對して金を払わなければならぬ。ある程度の調査費なりその他の金を払わなければならぬものがあるといふふうな形になつておる。もとより、このいま議論をされております輕機械の輸出の振興に關する法律の中には、この団体に対して、國が補助金その他の援助をするといふことは一項目もありませんから、そういう意味で法律上政府が直接出すことが、通産省が直接出すことができないから、ジェットロを経由して出すといふ、そういう回りくどいことをしているようにも考へられるわけですよ。ですから、どつちが大体主体になつてやるべき業務なのかといふことについてひとつお伺ひをしておきたいと思ひます。

○政府委員(森崎久壽君) ジェットロの性格論でございませうが、ジェットロは、一般的に日本の輸出についての海外への宣伝その他のことをやるものと、もう一つは、業種別の輸出適格品目を選びまして、輸出を推進するといふ二つの性格があるわけでありませう。この問題につきましては、業種別の一つの考え方といたしまして、ジェットロが推進しているわけでございます。機械、ミシン、双眼鏡でなくして、ほかのものにつきましても、たとえば絹とかあるいはお茶、そういうもののついては、ジェットロに仕事を委託して実施しているというふうな状況でございませう。あくまでもやはりジェットロが実施しておりますが、ただ商品別にはこう

いう形になっているというふうに考えております。

○大矢正君 もう一つ重ねてお伺いしますが、そうすると、ジェトロというものは、今日の段階で、産業別、業種別に見ると、いろいろの輸出のためのそれぞれの出先の機関というものがあろうと思うのですが、そういうものにジェトロ自身が調査を委託するということとは、今日まで数多く見られることなんですか。ジェトロ自身が……。

はそうじゃなくて、私の言うことがわからないうちから、もう一回重ねて申し上げますが、ジェトロというものが、私は考えて、日本の輸出のあらゆる、一般的な問題も含めて、あらゆる点について直接現地で調査活動をする——まあジェトロの法律の中にあります「貿易取引のあつせんを行う」、こういうことが原則であつて、他にそういうものを委託する、他にやってもらうというところは元来あり得ないのではないかと私は解釈していたのだが、非常にそういうことは多いのですか、委託して、調査をしてもらうとか、そういうことは……。

○政府委員(森崎久壽君) ジェトロみずから海外調査を実施することが原則でございますが、ただ、こういう特殊の物品につきましては、調査の仕方その他調査そのものの企画立案につきましては、それぞれの業種に属するところから委託することがございます。○樺葉夫君 いまお話を伺う聞いておつても何なんですが、この輸出振興事業協会からジェトロの海外に出ておる駐在員に対して、市場の調査なりあるいは取引条件なりについて委託をして、そうしてそれをこちらの協会に

ジェトロの在外機関から報告を受けて、それによって輸出振興事業協会の仕事の助けにしておる、こういうことなんですか。

○政府委員(森崎久壽君) ジェトロの本部を経由いたしまして、ジェトロの現地の駐在員に委託する。そうしてそれが元に戻つてきて振興協会の足しにしている、こういうことでございます。振興協会から、ジェトロからいつておられます出張所員に對しまして直接やるといふことはなくて、ジェトロを経由してやつていくということです。○樺葉夫君 それは業者にすれば、振興事業協会にいくのかのどの国のこの条件について調査をしてほしいと協会に申し出て、協会はそこの業者の申請を受けてジェトロの本部にかくかくのものを依頼したいという、ジェトロの本部はそれぞれ出先に向かつてこの依頼をする、業者から直接ジェトロの本部に依頼することもできるのであるのか、できないのですか。

○政府委員(森崎久壽君) この法律に規定しておりますのは、この振興協会に總代会というものがございまして、その總代会が全般的な意見をまとめて一括して、こういうことを調査するといふことをきめまして、ジェトロに依頼して、そうしてジェトロを通じて調査してもらふという形でございます。したがって、個々の業者が直接ジェトロに調査を委託できるかどうかという問題につきましては、この法律の関係ではないと考えます。

○樺葉夫君 先ほどE E C諸国の問題についてお尋ねをしたのですが、最近関税を引き上げることによって、わが国の機械の向こうにすれば輸入を制限

をしたいという動きがあるやに聞いております。金額によって課税をする国あり、個数によって課税をする国がある、そのいずれも混合課税をすることによって自国への輸入を制限しようとする動きがある。混合関税ですか、動きがあるやに聞いておりますが、これに対する状況把握、対策、どういうふうになつておられますか。

○政府委員(森崎久壽君) E E Cにおける混合関税の問題として御説明申し上げたいと思つて、いま御説のとおり従量、従価税の併用によりまして、事実上日本のミシンあるいは外国のミシン全般に対してそういう予防策を講ずるというふうな動きがございまして、ただわれわれはいたしましては、そういうふうな差別的な混合関税が一般的に適用された場合には、ほとんど毀滅的な打撃をE E Cに対しては受けるというふうなことでございまして、振興事業協会をもちまして現地へ駐在員を派遣いたしまして、いろいろと調査をいたしまして、また事実上極的な反対運動を実施したわけでありまして、その結果、昭和三十三年の二月に開催されましたE E Cの閣僚専門家会議では、このミシンに関する混合関税問題を一時たな上げをするということに決議されたわけでございまして、それが、当方といたしましては、この問題の審議打ち切りをしてしまふところを目標にいたしまして、西独の国会議員あるいは輸入業者、そういう方々の来日をお願いいたしまして、わが国のミシン産業の実情を紹介いたしまして、またいろいろと忌憚のない意見の交換をいたしまして、反対態勢を整備するためにいろいろ努力し

ているわけでございまして。こういう事態のもとに一年間の間たな上げされたわけでありまして、この三十八年二月には、また一年目がきたわけでございまして、この二月からE E Cにおきまして、この審議が活発化してきたわけでございまして、それに対しては、従前よりも強いいろいろとアピールをいたしまして、協力を要望したわけでございます。ことしの二月十二日に開催されましたE E Cの専門家会議、これは専門家会議としては最終でございますが、その最終専門家会議におきましては、西独の代表が、いままで最も強かつた西独の代表でございまして、西独の代表が従来の態度を撤回いたしました。高度の政治的な立場から本問題については、西独としては関心がないというところまで宣言してくれたわけでございまして。そこで現在このところござつております。このE E C問題というものは過去五年間にわたつて、こういう議論をいままでしてきたわけでございまして、現在のところは、わがほうには有利な方向で動いているというところを申し上げたいと思ひます。

○樺葉夫君 この問題は、いま局長のお話を伺つておると、数年来努力をして明るい状態になつておる。専門家会議等で西独の宣言などもありということでしたが、この政府の努力は、私もつと、この足りないように思ふ。向こうから関係者を、来てもらつて、業界の実態を見てもらつて、その機会に混合関税をやめてもらふような話をしよう。それもひとつの努力の現われでしょう。しかし、ミシンの業界に外資がはいつてこようとしたときに、現地

に積極的に出かけて活動をした経験もあるわけなんです。そういうことは、このE E Cの混合関税の問題については、政府として積極的な指導体制といひますか、政府みずから外交機関も動員して、これに当たるというふうな努力は今日までしなかつたのでしょうか。

○政府委員(森崎久壽君) ただいま申し上げましたミシンに関するE E Cの混合関税問題につきましては、現地の大使、それからジェトロの駐在員で努力をいたしてくれまして、向こうから来たといひましても、むしろこちらが招待したような形で向こうとお話をし、こちらとしましては、ミシンについては非常な努力をしたというふうに申し上げたいと思ひます。

○樺葉夫君 現地で外交機関を動員して、またそのほかジェトロなども動員して当たつておる。さらにこちらのほうにも招待をしたりして実情の説明に当たつておるといふことでありますから、これは今後継続してもらいたいと思ひますが、ちよつとE E Cの専門家会議の席上で態度表明があつたというところで、混合関税問題が私はいくで解決したというふうには見えない。そういう点についてなお一段と強い努力をされる必要があることを申し述べておきます。

それで、アメリカの市場で、大体双眼鏡は三十五ドルから三十ドルしておるといふことを聞いています。これは、将来の方向として高級化していくものだと思うのですが、最近後進国といひますか、先ほど御説明にもありましたが、本法が制定された五年前には、ミシンや双眼鏡の工業が起つて

自主的な努力によりまして、そういうことを解決していくべきだと思ひますし、われわれもいたしましては、そういう問題があれば、十分監督官庁の立場から注意していこうと思ひております。

○樺繁夫君 通産大臣は、そういう間違った調整の範囲内で行為が行なわれておるとする場合には、監督権を持つておられるわけですから、勧告なり命令なりということができるとなつてゐると思ひます。この五年間の間に、そういう勧告なり命令なりを出された事例はございますか。なければ、私は、いま局長のせつかくの言明ではございませうけれども、また空文になるんじゃないかという心配がございします。いかがでしょう。

○政府委員(森崎久壽君) 大臣名をもつてそういう勧告なり注意をしたことはございせんが、重工業局の職員がおりに就いて業界に対して一般的な注意をすると同時に、そういうことがわかつたものにつきまして行政的な指導はいたしております。

○樺繁夫君 厳重にやられることを望んでおきます。

次に、お尋ねいたしますが、本年三月三日、これは工業新聞だと思ひますが、双眼鏡の工業組合の総会が板橋の医師会館で開かれて、その席上で市川光孝の社長が、たぶんこれは総代だろうと思ひますが、いまのような登録制、それからワクの割り当てというやうなものは、業界の自主的な発展のために望まない、すなわち、今度のやうな法律の五年間の延長というやうなことはしてはならぬといふ意味の記事が出ておるのを、私、注意深く

見たんですが、もちろん御存じだらうと思ひます。こういうふうに、業界にこの法律の存続を望まない声もある。こういうことについて十分掌握された上でこの延長をなさうと思ひておられるのでしょうか。

○政府委員(森崎久壽君) この法律を御提出いたします以前におきまして、業界とは十分に接触いたしまして、業界の意見も聞いておりました。ただいまお話がございましたのは、一部にそういう声のあることも事実でございますが、それはこの法律そのものに対してではなくして、むしろ工業組合が現在行なつておられます調整活動そのもののやり方について、主として出荷ワクの小さな業者から、常に内部的な問題として議論がよく出ております。最近のように双眼鏡の価格が相当下がつてまいりました、業界が相当苦しくなつてまいりますと、つい小さなワクの業者からの不満が非常に出来まして、この調整活動自身をもうやめてしまつたらどうかというふうな意見も出ておるやうに聞いております。しかしながら、もしこの双眼鏡自身がそういうことをやりましたといたしましては、双眼鏡の部品の組合とかあるいは双眼鏡を輸出する組合はそういう空気でなくして、むしろ調整事業を今後とも継続していきたいという考え方を持つておられますので、そういう話がときどき出ておられますけれども、いつのまにか消えるというふうな状態でございます。しかし、われわれとしてはその奥にありまして、十分注意をいたして善処していきたいと思ひておられます。

○樺繁夫君 これは大きいメーカーと

小さい業者との対立ですか、要約いたします。

○政府委員(森崎久壽君) 結果的にはそういうことになるかと思ひますけれども、この調整行為をきめまして、きめておられますので、必ずしも企業の大きさということではなしに、実績をいまままで比較的大きく持つておつたところと小さいところと、そういうところの対立のやうなことがときどき行なわれておるわけでございます。

○樺繁夫君 これは五年間、割り当てワクというやうな、法が施行された時点の出荷の実績というものが中心になつて割り当てを行なつておるやうに何うのですが、それだと、この法律があるために、その上にあぐらをかいて、自主的な努力というものが緩慢になつて、これだけ設備投資で小さいものがこの五年間に大きくなつたりしておるやうに、そういうことも実はこの制度があればできないわけになつておるやうに伺うのですが、そうですか。

○説明員(山形栄治君) 私から御説明申し上げます。双眼鏡につきましましては、団体法に基づきまして工業組合ができ、団体法に基づいて調整活動をしておるわけでございますが、御存じのとおり、出荷数量に關します調整規程といひますのは、どの物資もそうでございますけれども、一年単位でその総出荷数量をきめておられます。それを各業者に一定の法則にしたがいまして配分するわけでございますが、その場合に採用されます基準となるべき実績数量といふものは、大体原則的に過去一カ年の出荷の数量が実績になつております。ただ御存じのとおり、なかなか

調整活動といふのはむづかしいわけでございます。原則的に大体実績割りとなつておられますので、双眼鏡につきましては大体七年間続いてきておるわけではあります。かつて実績の多かつたところは、時代が変遷いたしましたも、やはりその多いという姿はなかなか正でございせん。これは役所の問題でございせん。どちらかといひますと、業界内部で時代の変遷に応じてできる限り円滑な調整活動が行なえるやうに工夫すべきことが、まず先決だと思ひます。双眼鏡におきまして、非常にその点努力いたしまして、従来やつておつたわけでございますが、今回非常に値下がり契機にその爆発がやつと行なわれたといふのが現状でございます。ただ今後、先ほど局長からお話がありましたやうに、何らかのかつこうでこの大ワク業者と小ワク業者とのワクの再調整といひます。より円滑な調整というものが、必要だといふこともみな反省、及び認識しておりますので、現在業界内部におきまして、その技術的なことはなかなか急速にはむづかしいと思ひます。除々に小ワクのほうにワクを譲るなり、その他のことにつきまして現在業界内部で鋭意相談中というふうなわれは聞いておる次第でございます。

わつて割当をいまだにやつてゐる、こういうことは実情にそぐわなくなつてゐるのではないかと気がいたします。そういう点について、ひとつ強力な行政指導が必要だと思ひますので、つけ加えておきます。

○阿部竹松君 樺先生の見解に關連してお尋ねするわけですが、いま局長さんの御答弁を承つたのですが、なかなか納得できない。ということとは、これは局長さんの答弁が悪いのでなくて、業界といつても千差万別で、なかなか一本にならぬところに問題がある。私もよく知つてゐるミシンの例をとつて会社の名前をあげてみますと、リッカー・ミシンもあれば、ジョーキもあれば、蛇の目もあれば、シンガーもあれば、三菱ミシンなどという大会社から始まつて小さい会社がたくさんある。ところがこの会社をまたよく調べてみますと、リッカーのように何千人という従業員を置いて流れ作業的工程でミシンをつくつてゐる会社もある。それから三菱の会社のように、三菱ミシンという会社はあるのだが、部品は全部下請工場にまかせて、自分のところは組み立て工場、これは全然ミシン会社であつて、天下に尤たる会社であるに違ひないけれども、それはどうシステムが違つたわけですか。この法律が五年前にできた当時、記憶に誤りがないけれども、小出さんといふいろいろ論争しましたが、小出さんといふいろいろ論争がおつたられたやうな御質問がなされたわけですが、当時大阪等に商工委員会から委員派遣といふことで視察してゐる方々が業者の方に会つたとき、大阪では大体ミシンは十六ドル五

十セントから十七ドル、今度それからしばらくはアメリカに行つて、サンフランシスコにジェットロの駐在員がいる。ここに行つて聞いてみたら百二十五ドルですよ。もちろん輸送費もかかりません、マージンもかかるから片や十六ドル五十セントから十七ドルで、アメリカに行つて百二十五ドルで、一人の人が百ドルもつけたとは申しませんけれども、そういうことで過当競争を防がなければならぬということ、その法律を作つたわけです。ところが当時からも論争になりましたが、この法律というものは既得権を確保するにすぎないわけです。いままで三菱が輸出一万八千台、そのほかの人に絶対ワタはやりません。ジュースにしても、シンガーにしても、蛇の目にしても、リッカーにしても、蛇の目です。ですからそういうことになって、この法律はとにかくいままで出しておつたお互いの既得権を確保として守つて、過当競争をやらないということを出発しておるから、椿委員の質問になつてあらわれる。そこから返すつもりはないわけですね。ですからそこら辺はたして椿委員のおっしゃる通りに筋を通せるかどうか。国会答弁用語としては局長さんおっしゃられるかもしれないけれども、あの伏魔殿のような、とにかく軽工業界ですか、業界ですか、なかなかこれは局長さんうまくいかなうと思ふんですね。当時は業界の人は既得権確保、これはわしの既得権だということ、乾燥杯をしたそうですが、それをいま破れというので、工業新聞に出たので、椿さんが質問の過程で出されたと思ふんですが、とうてい不可能だと思ひますが、うまくできますか。

○政府委員(森崎久壽君) 阿部先生の御話でございますが、こういう中小メーカーと、それから一部大メーカーの入つておられます組合活動でありますので、非常にむづかしい問題があると思ひますが、われわれがいたしましてやはり前向きな姿勢でそういうことのないように努力をしていくということをお願いしたいと思います。

○阿部竹松君 それは、おさなりの答弁を聞くためにぼくはものを言うておるのではないのですが、それともう一つお尋ねしておきたいのは、最新ジェットロの海外駐在員のことについて椿委員と一問答あつたんですが、局長さんのおっしゃつた個所以外に、アメリカへ行くサンフランシスコ、ベルギーへ行くブリュッセルとか、あるいはロンドンとか、こういうところにあるわけですね、そういう機械を持つていて、一人か二人しかおらぬもので、それから機械に故障が起きたときはどうするんですかと聞いても答弁できないんですね。かえつて丸紅とか伊藤忠とか三菱とか第一物産とかのほうははるかにすぐれている。そういうところを手に入れなければ、ジェットロでやるとか何とかいって、これはとても話になりませんよ。ですからこれは単なる現在までの輸出のワタを規制して、それを認めてやるという法律にすぎない、これはまあ極端なきめつけ方かもしれないけれども、私はそう思つておる。それ以外にこの法律に麗々しく書いてありますが、そんなこと一つも実行できぬでしょう。まあ局長さんは今度初めて科学技術庁からおいでになつたから、これはまだ十分、いかに頭がよくても全部わかるというわけに

はいかぬのですが、課長さんはそのあたりよく御承知だと思ふんですがね、どうですかね。

○説明員(山形栄治君) 私もそう特別詳しくわけではないんですが、私も、確かにいまのジェットロの問題ですが、これはジェットロ全般の私は所管でございませぬので、誤っている点があるかとも思ひますけれども、ただ軽機械のミシンと双眼鏡につきましては、特別の考え方に基づきまして特別の措置をしております。で、先ほど御紹介しましたように、ニューヨークとデューセルドルフとバンコックとパナマにミシンと双眼鏡のことだけをやります人間を派遣しておるわけでございますが、そのうちでバンコックとパナマにつきましては、ジェットロの業務といたしまして、大蔵省の予算でまたこれを認められたわけでありまして、部品のスペア・パーツを置きまして、現地において照会があり次第、できる限りすみやかにそのスペア・パーツの活用によつて補修、修理を行なうという態勢をとつております。こういうことをやっております。ただニューヨーク、デューセルドルフにつきましては、先ほど来お話をいたしましたように、特にニューヨーク、アメリカ周辺は十三の系列がございまして、向こうのバイヤー、インポーター等が非常にしつかりしたインポーター、バイヤーをつかむことができたので、そのバイヤー、インポーターの活動を通じて現地に日本から送つておられますけれども、特別の駐在員がやるのではなくて、現地の商社活動等を通じて迅速な修理、

補修等を行なうようにしております。ジェットロ全般のことは私は存じませんけれども、ミシンと双眼鏡につきましては、十分とは申しかねますけれども、そういう特別の措置をしておることを申し上げる次第でございます。

○阿部竹松君 関連ですから、これでお尋ねすることをやめますが、ミシン、双眼鏡もそうですが、ミシンの場合は日本のお嬢さんが高校なり、大学へ行くとときにはお母さんのお古を使つて、お嫁に行くときには新しいミシンを一台買つてもらつたら、しらがになつて死んでなくなるまで使つておつた。アメリカへ行けば大体一年か二年しか使わぬ。三年も使つた人はいない。まあ生活水準が高いせいかもしれません。日本はだつたら三十年くらい使つたのに、向こうでは最高三年くらい使つた人はまれです。ですから、相当消耗品ですね、日本と違つて向こうでは。そこで問題になるのは、そういうふうなにかく状態なんですか、そうすると、日本の各会社、商社会社なり、貿易会社と通じて正規のルートでいくものもあるけれども、香港あたりから来て、日本の双眼鏡、ミシンを安く買つわけですが、船は確かに横浜か大阪港からサンフランシスコ、東南アジアあたりに行くのですが、全体香港のレツテルを張つていくのは御存じでしょうか。たとえば日本でこの種の産地は岐阜県です。われわれが使用するパラソル一本が千五百円から千八百円する。ニューヨークやシカゴへ行けば五百円か六百円、二ドルくらいですか、これはけしからぬというので調べてみたところが、これは香港経由で、日本の業者を帝國ホテルとかかへ呼

んでやみ購入をやつておるわけです。とにかくこれを規制しなかつたらとても、表裏は戸籍まはりはいけれども、裏口はさあどうぞというふうなことになるわけですから、局長さんあなたもこれから何年局長をやつておるかからぬけれども、あなたの局長時代にせめて裏口営業というものをストップしなれば、表面だけ規制をして割り当てをやつてもだめなんです。こういうことは御承知でしょうが、最後に一つ……

○説明員(山形栄治君) 中間にそういうインポーターがおりまして、アメリカ周辺あたりで非常に安く売られておるのではないかとこのところにつきましては、ミシン、双眼鏡以外の点で私は聞いております。したがしまして、ミシン、双眼鏡につきましても、おそろくそういうことがあるだろうということとは十分想像できるわけでございます。私自身も、いまお説のとおり、十分そういう点については調査をし検討いたしたいと思ひます。先ほどお話し申し上げましたように、輸出秩序の確立ということの一環といたしまして、メーカー品についてはメーカーとエキスポーターとインポーター、この系列をはつきりしまして十三系列で輸出するという体制を講じておりますので、ミシン、双眼鏡については漸次そういうことはなくなるかと思ひますけれども、十分の調査を今後いたしてまいりたいと思ひます。

○椿委員 今の審議の過程でちよつと、いろいろ問題があるように思ひますので、これは委員長に御一任いたしますが、双眼鏡とミシン関係の業界の

実態を少し知りたいと思ひますので、参考人を適當な機会に呼んでいただくように希望をいたしておきます。

○近藤信一君 関連して。質問じやないんですが、これは資料要求なんです、三十四年の提案説明を、ちよつと當時言われておることによつて見ますと、ミシンの輸出が二十三年ごろには二十二ドルもしておつたが、それが三十四年ごろには十四ドルになつた、さらに双眼鏡の点でいうと、やはり二十三年ごろ二十三ドルもしておつたそれが二十七年には十四ドルになり、さらに三十一年には九ドルになり、三十四年には八ドルと、こういうふうになつたんだんと切りくずされてきた、だから法案が必要だということになつておるのだが、先ほど阿部先生も言われましたように、十四ドルや八ドルで輸出しておるの、売りになりますと、二十ドルから百ドル、こういうふうになつておるのですが、現時点において、いわゆるどれくらいの価格で輸出をしておるか。この点ひとつ——ここでは生産量と額は大きな、この前の資料ではいただいておりますけれども、そういうこまかいもつとはつきりした資料を御提出を願ひたい。

それから、さらにその中で、先日御説明を聞きました、香港でやはり双眼鏡の製造が始まつて値くずれがしておるといいますから、香港では一体どれくらいでつくられてどれくらいで輸出されておるか、輸出先の国々も、別々にわかれば——わからなければよろしいですが、そういうような資料をひとつ出していただきたいということをお願いしておきます。

○委員長(前田久吉君) よろしゅうございますか。

○政府委員(森崎久壽君) かしこまりました。

○委員長(前田久吉君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○委員長(前田久吉君) 次に、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

輕機械の輸出の振興に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(前田久吉君) 御異議ないものと認め、さより決定いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後零時二十九分散会

第九号中正誤

ページ 行 誤 正
九五二(九) エキスパー エキスパー
ター、ター、

昭和三十九年三月十九日印刷

昭和三十九年三月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局